

## 住基ネットワークを活用し、年金受給者の生存確認を実施

〔平成18年12月から現況届の提出が原則不要となります〕

社会保険庁では、現在年金受給者の方には、年1回現況届を提出していただいておりますが、12月からは住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行います。

### 今後も現況届の提出が必要となる方

- ① 社会保険庁保有の本人基本情報と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違している方
- ② 外国籍（外国人登録）の方
- ③ 外国に居住している方

☆加給年金対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります。

- ① 加給年金を受給できるかどうかの生計維持の確認は、社会保険庁から送付される「生計維持確認届」の提出が必要です。
- ② 障害程度の確認は、医師による診断書が必要です。社会保険庁から送付される診断書を提出してください。

※お問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

0570-07-1165



## くらし

### 市有地を売却します

市有地を一般競争入札により売却いたします。

#### 公売物件

石崎町香島地内 建物付宅地  
1区画（商業地域）

#### 申込説明会

・日 時 10月18日（水）

・会 場 10:00

・会 場 本庁3階302会議室  
☆現地説明会は行いません。市ホームページ等を参考に各自でご確認ください。

#### 申込締切日時

10月25日（水）15:00

#### 入札日時

10月30日（月）10:00

入札会場 本庁3階302会議室

☆入札当日は、見積金額の100分の5以上の入札保証金が必要

#### その他

入札後の残存物件については随意契約（最低価格有り）とし、申込み先着順で売却します。

※お申し込み・お問い合わせは

総務課管財係 ☎53-1111



## 農業所得は収支計算で申告してください

〔収支計算には書類の保存と記帳が必要です〕

平成17年分からは、農家の方の農業所得は収支計算によって申告することになっています。

### 収支計算とは

その年の1月1日から12月31日までの1年間の収入金額（農産物の販売代金・家事消費分など）から必要経費（種苗代・肥料代・農薬代・修繕費・減価償却費など）を差し引いて所得金額を計算する方法です。

### 農業所得金額を把握するためには

農業に関する金額のわかる書類（通帳・出荷伝票や請求書・領収書・レシートなど）の保存、金額の記帳・集計が必要です。

特に経費については、領収書等がないと必要経費として認めることができない場合があります。日頃から整理しておきましょう。

☆収支計算に便利な『収支計算準備表』を税務課窓口、各支所に用意してありますので、ぜひご利用ください。

※お問い合わせは

税務課市民税係 ☎53-8412

## 環境にやさしい買い物キャンペーンを実施します

10月は、「環境にやさしい買い物キャンペーン」月間です。

次のことに心がけ、地球にやさしく、家計にもやさしい買い物で賢い消費者になりましょう。

1. マイバック持参で買い物しましょう。
2. シャンプーなどは詰め替え用を選びましょう。
3. 必要な物を、必要なだけ買いましょう。
4. 「もったいない」の心を大切にしましょう。

※お問い合わせは

環境課 ☎53-8421

## 10月は「木づかい推進月間」

林野庁は木の日（十月八日）のある10月を「木づかい推進月間」とし、木材の利用拡大に取り組んでいます。

木材は、健康的で人に優しく、環境にもやさしい素材です。木材を利用し、森林を育てることにより、山林の荒廃を防ぎ、災害防止や環境保全につながります。

木材の利用に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは

農林課 ☎53-8422